

教 小 中 第 3408 号
令 和 4 年 1 月 26 日

市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様
学校保健主管課長 様

大 阪 府 教 育 庁
市町村教育室小中学校課長
教育振興室保健体育課長

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知等について

標記について、別添写しのとおり、令和4年1月17日及び19日、25日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡があったので送付いたします。

併せて、この間の状況等を踏まえ、府立学校における対応（濃厚接触者の特定、臨時休業の取扱い、濃厚接触者の自宅待機期間等）について変更しましたので、府立学校長・准校長宛発出文書を参考送付いたします。各市町村における対応の参考としてください。

また、令和4年1月6日付け教小中第3181号「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第3版）」を改訂し、改めて通知する予定です。

なお、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、「教職員が在宅で抗原定性検査を行う場合の考え方について」の周知依頼がありました。国から各学校園へ配付された抗原簡易キットを教職員が活用する場合には、上記内容を踏まえ対応いただきますよう、お願いいたします。

その他、本件についてご不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

(添付資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について
(令和4年1月17日付け事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について
(令和4年1月19日付け事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について
(令和4年1月25日付け事務連絡)
- ・「府立学校における今後の教育活動等について（通知）」
(令和4年1月26日付け教高第3853号)
- ・「教職員が在宅で抗原定性検査を行う場合の考え方について」
(令和4年1月21日付けメール)

【連絡先】

- 保健指導・衛生管理に関すること
保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365
- 教育活動に関すること
小中学校課 学事グループ 06-6944-6886